

鳥栖市公告第15号

鳥栖農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の鳥栖農業振興地域整備計画書は、同法同項において準用する同法第12条第2項の規定により、下記の場所に常時備えおいて縦覧に供する。

令和8年5月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

記

変更後の鳥栖農業振興地域整備計画書の縦覧場所

鳥栖市宿町1118番地（鳥栖市役所）

鳥栖市 経済部 農林課